記入要領

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）においては第8条第1項（法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）に基づくポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の届出を毎年度行う必要があります。この届出を行うに際しては、届出様式の「備考」の他、以下の記入要領及び「記入例」をよくお読み頂いたうえで、これらに従って記入していただくようお願いします。

記入が適切でない場合は、修正をしていただくことになりますので、御留意願います。

１、届出の実施時期について

 　この届出は、前年度3月31日までの状況を、毎年6月30日までに提出いただいています。

　　　　なお提出後、新たな保管や使用が判明した場合や、分析によってＰＣＢを含有していることが判明した場合は、判明した時点で速やかに届出を行ってください。

２、届出書の記入事項について

(１)記入する廃棄物等が多く記入欄が足りない場合、“別紙”と記入し、別紙に記入欄を作成してください。

　　・本市ホームページの以下のページに、別紙記入欄の例を載せております。

　　　トップ > くらしの情報 > ごみ・リサイクル > 産業廃棄物について > ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理に関すること > PCBの届出 > 届出を行う

　(２)「番号」

　　　・1つの行に対し、それぞれの先頭に「前年度の元号数―」を加えた整理番号（平成28年度の状況を届ける場合の例：２８－００１）を付してください。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入してください。

　　　・1台ずつ数えることができる変圧器、コンデンサー等の電気機器については、原則として1台（1個）ごとに1つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、３ｋｇ未満の小型のコンデンサー等が1つの容器に多量に保管されている場合には、容器ごとに整理番号を記入することも可能です。また、同一の廃棄物の種類で、廃棄物の形式等が同一のものについても、まとめて1つの行に記入することが可能です。

　(３)「廃棄物の種類」及び「製品の種類」

　　　・「廃棄物の種類」及び「製品の種類」には、以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（　）」として、（　）内にできる限り具体的に記入して下さい。

　　　・高濃度の変圧器、コンデンサーについては３ｋｇ以上か未満を記入して下さい。

＜種類＞

①変圧器（トランス）　②柱上変圧器（柱上トランス）　③計器用変成器

④リアクトル　⑤放電コイル　⑥整流器　⑦コンデンサー（３ｋｇ以上）

⑧コンデンサー（３ｋｇ未満）　⑨サージアブソーバー　⑩蛍光灯用安定器

⑪水銀灯用安定器　⑫ナトリウム灯用安定器　⑬安定器（用途不明）

⑭ネオン変圧器（ネオントランス）　⑮その他電気機械器具　⑯ＯＦケーブル

⑰変圧器油（トランス油）　⑱柱上変圧器油（柱上トランス油）

⑲コンデンサー油　⑳熱媒体油　㉑その他ＰＣＢを含む油　㉒感圧複写紙

㉓ウエス　㉔汚泥　㉕その他

(４)「廃棄物の形式等」

　　　・電気機器の場合は、機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」を記入して下さい。

　　　・「定格容量」は、数値を単位と合わせて記入して下さい。単位は、「ｋｖA」「ｋｗ」「ｖＡ」があります。

　　　・「製造者名」には、以下の中から該当する製造者名を記入して下さい。該当する製造者名がない場合には、「その他」と記入してください。また、「海外製」「その他」と記入した場合には、「海外製（　）」「その他（　）」として（　）内に具体的な製造者名を記入して下さい。製造者が不明の場合は、「不明」と記入して下さい。

＜変圧器・コンデンサーの製造社名＞

①株式会社愛知電機工作所　②富士電機製造株式会社　③株式会社日立製作所

④北陸電機製造株式会社　⑤株式会社明電舎　⑥三菱電機株式会社　⑦日新電機株式会社

⑧大阪変圧器株式会社　⑨株式会社高岳製作所　⑩東光電気株式会社

⑪中国電機製造株式会社　⑫マルコン電子株式会社　⑬二井蓄電器株式会社

⑭東京電器株式会社　⑮松下電器産業株式会社　⑯日本コンデンサ工業株式会社

⑰株式会社関西二井製作所　⑱株式会社指月電機製作所　⑲株式会社帝国コンデンサ製作所

⑳古河電気工業株式会社　㉑東京芝浦電気株式会社　㉒日立コンデンサ株式会社

㉓株式会社酉島電機製作所　㉔海外製　㉕その他

＜安定器＞

①岩崎電気株式会社　②株式会社梅電車　③ＮＥＣライティング株式会社（旧：新日本電気）　④オーデリック（旧：オーヤマ照明／大山電機工業）　⑤株式会社共進電機製作所

⑥コイズミ照明株式会社　⑦星和電機株式会社　⑧大光電機株式会社

⑨ダイヘン電設機器株式会社ヘルメス機器工場（旧：ヘルメス電機）

⑩東芝ライテック株式会社　⑪株式会社ＧＳユアサ（旧：日本電池）⑫株式会社光電器製作所　⑬日立アプライアンス株式会社（旧：日立照明／日立製作所）　⑭藤井電機工業株式会社

⑮扶桑電機工業株式会社　⑯パナソニック株式会社（旧：松下電器産業／松下電工）

⑰パナソニック株式会社（旧：三洋電機）　⑱三菱電機照明株式会社（旧：三菱電機）

⑲山田照明株式会社　⑳株式会社リード　㉑海外製　㉒その他

・「型式」には銘板に記載されている型式記号を記入して下さい。

　　　・「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入して下さい。

　　　・「表示記号等」は、ＰＣＢを使用して製造された電気機器を判別するために必要な情報を記入してもらうものです。以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し「その他（　）」として、（　）内にできる限り具体的に記入して下さい。

＜表示記号等＞

①不燃（性）油　②不燃性（合成）絶縁油　③シバノール　④富士シンクロール油

⑤カネクロール油　⑥塩化ビフェニール　⑦ＡＦ式　⑧ＤＦ式　⑨ＡＦＰ式

⑩冷却方式ＬＮＡＮ　⑪その他

　　　・電気機器でない場合、「廃棄物の形式等」の記入は不要ですので空欄として下さい。

(５)「処分予定年月」

　　　・「処分予定年月」はＰＣＢ廃棄物の処分を委託することを予定している年月を記入して下さい。

　　　・処分業者と調整している場合には、当該調整に係る処分予定年月を記入して下さい。ただし、処分業者と調整を終えていない場合は、保管事業者として想定している処分予定年月を記入して下さい。

(６)「量」

　　　・「台数又は容器の数」の欄には、一台ずつ数えることができる電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管又は所有している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入して下さい。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管又は所有している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管又は所有している容器の数（缶数等）を単位とともに記入して下さい。

　　　・「総重量」の欄には、ＰＣＢを使用する電気機器については、１台あたりの重量に台数（個数）をかけた重量を記入して下さい。１台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いのないよう、十分確認の上記入して下さい。その他のものについては、容器込みでの重量を記入して下さい。

・重量はｋｇ単位で記入して下さい。重量が不明である場合でも、推定値を記入して下さい。

(７)「区分」

・「区分」には、「高濃度」「低濃度」「不明」のうち該当するものを記入して下さい。

・「高濃度」とは、法第２条第２項に規定する高濃度ＰＣＢ廃棄物又は同条第４項に規定する高濃度ＰＣＢ使用製品の略称です。

・「低濃度」とは高濃度ＰＣＢ廃棄物以外のＰＣＢ廃棄物又は高濃度ＰＣＢ使用製品以外のＰＣＢ使用製品の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成１８年環境省告示第９８号）第２項第１号、同条第２号及び同条第３号に該当する廃棄物も従前どおり含まれます。

・なお、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のＰＣＢ汚染物等については、ＰＣＢ濃度が0.5mg/kgを超え、100,000mg/kg以下が低濃度となります。

・電気機器がＰＣＢを使用しているか否かについては、日本電機工業会ホームページや各電気機器メーカーのホームページ等を参照して下さい。

(８)「保管の状況」

　　　・「容器の性状」には、ＰＣＢ廃棄物を保管している容器について、以下の中から該当するものを選択して記入して下さい。該当するものがない場合には、「その他」を選択し、「その他（　）」として、（　）内にできる限り具体的に記入して下さい。なお、変圧器（トランス）やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択して下さい。

　　　・新たにＰＣＢ廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たＰＣＢ廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているＰＣＢ廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付して下さい。

＜容器＞

①なし　②金属製箱　③ドラム缶　④ペール缶　⑤一斗缶　⑥プラスチック容器

⑦段ボール箱　⑧コンクリート槽　⑨屋外タンク　⑩屋内タンク　⑪その他

(９)「処分業者との調整状況」

　　　・「処分業者との調整状況」には、処分業者（高濃度ＰＣＢ廃棄物又は使用製品にあっては中間貯蔵・環境安全事業株式会社）と委託契約締結済みであればその旨と契約締結の年月を記入して下さい。

　　　・中間貯蔵・環境安全事業株式会社に登録済みの場合には、登録番号（s,k,t,b,c,tb,tcのいずれかから始まる９桁の数字）も記入して下さい。

(１０)「廃棄予定年月」

　　　・「廃棄予定年月」は、ＰＣＢ使用製品を廃棄することを予定している年月を記入して下さい。

　　　・「廃棄」とは、ＰＣＢ使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいい、実際に廃棄物として処分することは含まれません。したがって、廃棄予定年月としては廃棄物として処分委託する予定年月ではなく、ＰＣＢ使用製品の使用を止め、廃棄物として保管を始める予定年月を記入して下さい。

３、その他留意事項について

・法では電気事業法の対象である高濃度ＰＣＢ使用製品については届出の対象としておりませんが、八王子市では「ＰＣＢ適正管理指導要綱」でそれらの使用状況の報告を求めているため、使用中のＰＣＢ使用製品はすべて記入して下さい。

　　　　昨年までは使用中のみを所有している事業者については別様式での届出をお願いしていましたが、法の第一号様式に統一します。

・届出を提出した後に、新たなＰＣＢ廃棄物が見つかった場合は、この様式第一号の１．ポリ塩化ビフェニル廃棄物についての「①前年度の３月３１日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物」の欄に必要事項を記入して、速やかに追加の届出をして下さい。新たに見つけた使用中のＰＣＢ使用製品については、２、ポリ塩化ビフェニル使用製品についての「①前年度の３月３１日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品」の欄に必要事項を記入して、速やかに追加の届出をして下さい。

・法の改正により、すべてのＰＣＢ廃棄物を処分したとき、すべてのＰＣＢ使用製品を廃棄（使用を止めたとき）したときは、法第１０条第２項の「終了の届出」も必要となります。様式等は本市ホームページの以下のページをご覧ください。

　　　トップ > くらしの情報 > ごみ・リサイクル > 産業廃棄物について > ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理に関すること > PCBの届出 > 届出を行う